

北海道立総合博物館協議会 アイヌ民族文化研究センター 専門部会の設置について

(趣 旨)

北海道博物館第3期中期目標・計画において、
主要な事業としている「アイヌ民族文化に関する調査研究や
理解促進の取り組み」について、調査審議を付託するため、
北海道立総合博物館条例第26条の規定に基づき、
アイヌ民族文化研究センター専門部会を設置する。

北海道立総合博物館条例

第26条

- 1 協議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、協議会から付託された事項について
調査審議するものとする。

第3期中期目標・計画

事業別項目 1 3 アイヌ民族文化に関する調査研究や
理解促進への取り組み